

北里大学共同研究取扱規程

昭和63年 4月 1日制定
平成14年11月15日改正
平成16年 3月18日改正
平成18年10月 1日改正
平成20年 4月 1日改正
平成24年 7月 1日改正

(目的)

第1条 この規程は、北里大学（以下「本学」という。）の専任教員がそれぞれの有する学術研究の分野において実施する学外機関との共同研究の取り扱いに関する必要事項を定め、もって研究活動の振興及び円滑化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 共同研究

本学の研究者と他大学、研究所、企業等の学外機関に所属する研究者が、特定の研究課題について共同で行う研究をいう。

(2) 知的財産権

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、半導体回路配置利用権、植物新品種に関する権利及び前記の権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なもの（ノウハウ）等をいう。

(申請手続)

第3条 共同研究の実施を予定する者は、研究代表者を定め、所定の共同研究申請書（学内様式第1号）に第5条に定める共同研究契約書を添えて、研究代表者の所属する学部長等を経て学長に提出するものとする。

2 学外機関又は学外機関の研究者との共同研究を実施する上で、学外者が本学の施設、設備等を使用するときは、あらかじめ研究者の所属する学部長等の承認を得るものとする。

(研究期間)

第4条 共同研究の期間は、1研究課題につき原則として3年以内とする。

2 前項に定める期間を超えて研究の継続が必要な場合には、前条により改めて継続の申請手続を行うものとする。

3 1研究課題における継続研究は、原則として2年（通算5年）とする。

(契約の締結)

第5条 学部長等は、所定の共同研究契約書により契約を締結するものとする。

2 契約の当事者は、学校法人北里研究所理事長とする。

3 学外機関において指定の契約書があり、あらかじめ本学の承認を受けた場合は、指定の契約書により契約を締結できるものとする。

(研究費)

第6条 共同研究に要する研究費の取扱いについては、学外機関が定める方法を除き、学校法人北里研究所経理規程によりこれを処理しなければならない。

2 本学が認定した共同研究のうち特に必要があると認めた場合には、本学がその費用の一部を援助することがある。

3 共同研究の経費は、双方が分担した研究に要する費用を各自負担するものとする。ただし、負担区分の明確でないものについては双方が別途協議して定めるものとする。

4 前項にかかわらず、学外機関から共同研究に要する研究費を受け入れることができる。受入研究費の取り扱いについては学校法人北里研究所受託研究規程に準じる。

(共同研究の中止又は期間変更等)

第7条 研究代表者は、やむを得ない理由により共同研究を中止又は期間の変更等を行う必要が生じた場合は共同研究変更等申請書(学内様式第2号)により、研究代表者の所属する学部長等を経て学長に提出するものとする。

2 前項により共同研究を中止する場合は、直ちに契約を解除する。また、期間変更等の場合は、変更等の契約を締結するものとする。

(学外助成金等申請への選考)

第8条 学外の研究助成金等申請の選考を必要とする場合は、北里大学学部長会がこれを行う。ただし、官公省庁、教育研究機関、各種団体その他の者(以下「助成金交付者」という。)の定める要件がある場合は、この限りではない。

(研究成果の報告及び公表)

第9条 助成金交付者から研究費の助成を受けた共同研究については、その定めるところにより研究成果の報告等をしなければならない。

2 共同研究の研究成果は、学外機関の同意を得た上で積極的に発表もしくは公開するものとする。

3 本法人がその費用の一部を援助する共同研究については、研究代表者は、研究期間終了後3箇月以内に研究成果等を学長に報告しなければならない。

(知的財産権の帰属)

第10条 学外機関との共同研究により得られた研究成果に基づく知的財産権の帰属は、原則として本学及び相手方の共有とし、出願に際しては、持分等を定めた共同出願に関する契約を締結するものとする。

(規程の改正)

第11条 この規程の改廃は、北里大学学部長会の議を経て北里研究所理事会において決定する。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。